

行橋市告示第92号

行橋市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月8日

行橋市長 工 藤 政 宏



行橋市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

行橋市生ごみ処理機器設置補助金交付要綱（昭和62年6月行橋市告示第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみの減量化及びごみの排出抑制を促進するため、生ごみ処理機器を購入した者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、家庭で発生する生ごみを投入できるものであって、かつ、投入された生ごみの体積が減少し、及び堆肥化するので、次に掲げるもののうち市長が認めたものをいう。ただし、中古品、新古品及び転売品については、この限りでない。

- (1) 非電気式処理器 コンポスト等の自然の作用により生ごみを発熱・発酵・分解するもの
- (2) 電気式処理機 電気による処理により生ごみを分解・消滅させるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、家庭の用に供するために生ごみ処理機器を購入したもの（以下「購入者」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、市内に生ごみ処理機器を設置する者であること。
- (2) 生ごみ処理機器を生ごみの減量化及び堆肥化のために使用し、かつ、管理で

きる者であること。

- (3) 市の求めに応じ、生ごみ処理機器の使用状況等の報告に協力できる者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入金額の2分の1とし、1世帯につき別表に定める額を限度額とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする購入者（以下「申請者」という。）は、行橋市生ごみ処理機器購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 領収書又は販売証明書（販売日、名称、数量、価格及び購入者の氏名が記載されているもの）

- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に指定する電子申請システムにより申請する場合は、同項の申請書兼請求書に記載すべき事項を当該システムに入力し、同項各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。

3 申請者は、次に掲げる生ごみ処理機器について、当該各号に掲げる基数までに限り、第1項又は前項の申請を行うことができるものとする。ただし、補助金の交付を受けた日（非電気式処理器にあつては、最初の補助金の交付を受けた日）から起算して5年を経過した場合は、再度申請を行うことができるものとする。

- (1) 非電気式処理器 1世帯につき2基

- (2) 電気式処理機 1世帯につき1基

4 第1項又は第2項の規定による申請は、生ごみ処理機器の購入日から起算して1年以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に行橋市生ごみ処理機器購
入補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、及び補助金を交付するも
のとする。

（譲渡等の禁止）

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、当該補助金
に係る生ごみ処理機器を世帯員以外の者に譲渡し、若しくは貸与し、又は売却し
てはならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると
きは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ず
ることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付の決定を受けようとし、
又は受けたことが明らかになったとき。

（使用状況等の報告）

第9条 補助金受領者は、生ごみ処理機器の使用状況等について、市長が別に指定す
る方法により報告を行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	上限額
非電気式処理器	10,000円
電気式処理機	30,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

行橋市生ごみ処理機器購入補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

行橋市長 殿

申請者 住所 行橋市
氏名 印
電話

生ごみ処理機器を購入しましたので、行橋市生ごみ処理機器設置補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、本申請にかかる交付決定がなされた場合は、下記のとおり補助金を請求します。

記

種 類	☐ 非電気式処理器 ☐ 電気式処理機
購入金額	円（消費税を含む）
添付書類	・領収書又は販売証明書 （販売日、名称、数量、価格及び購入者氏名が明記されたもの） ・その他市長が必要と認める書類
※補助金額	円

備考 1 種類欄は、該当する機器に☑印を付けること。

2 ※欄は、記入しないこと。

補助金交付請求

補助金交付請求額 円

金融機関名	銀行・農協 信金・労金	本店・支店・出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第2号（第6条関係）

行 第 号
年 月 日

様

行橋市長

行橋市生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました行橋市生ごみ処理機器購入補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付の条件

補助金を受けた日から5年間は、1世帯につき、次の基数を限度とします。

- ・非電気式処理機器：2基まで
- ・電気式処理機器：1基まで